

# 役員・評議員一覧

(敬称略・五十音順)

評議員	(非常勤)	岡本 罔 衛	(日本生命保険相互会社相談役)
〃	(非常勤)	小川 英 治	(東京経済大学教授)
〃	(非常勤)	茅 陽 一	(地球環境産業技術研究機構顧問)
〃	(非常勤)	北村 正 任	(毎日新聞社名誉顧問)
〃	(非常勤)	小澤 紀美子	(東京学芸大学名誉教授)
〃	(非常勤)	白岩 善博	(筑波大学名誉教授)
〃	(非常勤)	仙田 満	(環境デザイン研究所会長)
〃	(非常勤)	谷所 敬	(日立造船会長)
〃	(非常勤)	西尾 哲 茂	(元環境庁事務次官)
〃	(非常勤)	橋本 光 明	(すみだ北斎美術館館長)
〃	(非常勤)	山本 忠 司	(三菱UFJ銀行取締役常務執行役員)

理事長(代表理事)	(非常勤)	沖原 隆 宗	(三菱UFJ銀行特別顧問)
常務理事(代表理事)	(常 勤)	島 俊 哉	(三菱UFJ環境財団事務局長)
理 事	(非常勤)	今井 通 子	(医学博士・登山家)
〃	(非常勤)	小平 信 因	(トヨタ財団会長)
〃	(非常勤)	進士 五 十 八	(東京農業大学名誉教授)
〃	(非常勤)	鈴木 佑 司	(日本ユネスコ協会連盟理事長)
〃	(非常勤)	中島 慶 二	(江戸川大学教授)
〃	(非常勤)	前田 直 登	(国土緑化推進機構副理事長)
〃	(非常勤)	宮坂 元 裕	(横浜国立大学名誉教授)
〃(業務執行理事)	(常 勤)	大橋 智	(三菱UFJ環境財団事務局部長)
監 事	(非常勤)	東原 敏 昭	(日立製作所会長)
〃	(非常勤)	加藤 明 司	(元監査法人トーマツ相談役・公認会計士)
〃	(非常勤)	飾森 亜樹子	(三菱UFJ銀行経営企画部部長)

—令和4年6月14日現在—

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、公益財団法人三菱 UFJ 環境財団(以下「この法人」という)の定款第18条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対して職務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

- 2 役員に対する報酬総額は、別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とする。
- 3 役員に対しては、別表第2「役員の報酬」に基づき、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、別表第3「評議員の報酬」に基づき報酬等を支払うことができる。

### (費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

### (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

### 附則

- ・この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく評議員設置特例財団法人としての三菱 UFJ 環境財団の登記の日から施行する。

附則

- ・この一部変更した規定は、平成23年9月20日から施行する。
- ・平成23年9月20日付の評議員会のみなし決議により、第3条(報酬等の支給)第3項、及び別表を変更。

附則

- ・この一部変更した規定は、平成24年3月12日から施行する。
- ・平成24年3月12日付の評議員会の決議により、別表第1「年間報酬総額」、別表第2「役員の報酬」、別表第3「評議員の報酬」を変更。

別表第1「年間報酬総額」

理事： 2,700 千円  
監事： 800 千円

別表第2「役員の報酬」

理事会出席等、必要の都度、一人一律 上限 60,000 円まで

別表第3「評議員の報酬」

評議員会出席等、必要の都度、一人一律 上限 60,000 円まで

以上